

吉永博彰 提出 学位申請論文（課程博士）

『伊豆三嶋神社に関する歴史的研究』 審査要旨

論文の内容の要旨

本論文は、伊豆三嶋神社（現・三嶋大社）の祭祀を管理・経営してきた神社内組織を歴史的に考察したものである。その内容構成は、本論文の目的と研究史を記した序章、古代を対象とした第一章、中世を取り扱った第二章から第四章、近世を中心とした第五章から第八章、そして終章という五つに大別される。

序章には研究の目的、立場、意義、そして従来の研究史が述べてある。第一章は、古代における三嶋信仰に視点を置き、三嶋社の創立と遷祀に関する従来の研究を整理しながら、関係史料を綿密に考察し、三嶋社は、遅くとも平安後期ごろには、伊豆半島南東部の賀茂郡大社郷から国府・田方郡（現社地）の地に遷祀し

たと述べている。

また三嶋神の祭祀に仕えた三嶋神主職の成立にふれ、神主の伊豆氏は「伊豆国造」を称して田方郡を本拠としたこと、伊豆国内でも有数の豪族であり、平安中期頃までは田方郡司という地方官としての性格の強い氏族であったこと、その後、平安中期以降は神主を世襲し、神祇祭祀に専念するようになったことなどを明らかにしている。

なお、これに関係して、駿河国浅間社の大宮司の富士氏、甲斐国浅間社の神主（祝）の伴氏の状況にも言及し、平安前期から後期に掛けては、両氏とも伊豆氏と同じく神社鎮座地の郡司、すなわち地方官であったが、平安後期以降は専ら祀職を世襲するようになったと述べている。

第二章と第三章は、中世三嶋社の神主職の継承問題を中心に考察してある。ここでは神主職をめぐる伊豆一族内の対立と混乱の経緯を多くの史料を駆使しながら整理してある。そして神主家が東西に分立し、主導権をめぐり対立した背景を、

武家政権との関係や社会的環境の変化と関連させて論じている。

例えば、神主職をめぐり対立した歴史的背景には、平安後期以降、朝廷で進められた官職の世襲化、官司請負制の展開などの影響が見られると述べている。

このように三嶋社における神主職の継承問題を通して、論者は為政者・権力者の神祇政策の実態を明らかにし、さらに社会構造の推移が神社の祭祀構造に及ぼした影響は大なるものがあると述べている。

さらに論者は、三嶋の暦師や賀茂氏についても検討している。とくに賀茂氏の系図、そして朝廷における官司請負制と陰陽師との関係から、その賀茂氏が三嶋社と関わり合うようになった時期は鎌倉後期から南北朝前期にかけてではないかと論述している。

また、三嶋社と武家政権との関係について論述している。将軍頼朝は三嶋社に對して、祭礼の料所の寄進をすることで、神事の経営を管理下に置き、さらに神事の経営を通じて、祭礼に携わる社内組織に影響下に組み込んだという、いわば

幕府・頼朝の神祇政策の展開状況について述べている。

そして三嶋社で怪異現象が起きた問題に注目している。その怪異現象を頼朝や北条時政が迅速かつ嚴重に対応していたことから、論者は権力者である頼朝や時政が、とりわけ三嶋明神の神威を重んじていたことを確認している。そのような例証から、中世の武家社会では神祇や祭祀を重視していたと述べている。

以上の例証からして、論者は、南北朝期以降、神主職の公認権は、それまでの国司に代表される朝廷から、室町幕府や鎌倉府という武家政権に移っていたとの結論を出している。

第四章では、中世の三嶋社における供僧の活動と神宮寺の成立を主題としている。基本的な史料として『吾妻鏡』『三嶋大社矢田部家文書』などを用い、供僧や神宮寺の実態、社壇における神主家との関係を述べている。中世の三嶋社における僧侶は、神前で読経や祈祷を勤めるなど、武家社会からの要望にこたえて、神主や社家と共に三嶋社で重要な役割を担っていたと述べている。

第五章と第六章では、近世の三嶋社における祭祀組織に視点を据えている。第五章では、社家組織の全容の究明を目的としており、近代初頭に確認できる「神主―社家頭・社家番頭―平社家―社人」という序列化された組織は、桃山時代末期にまで遡れるとしている。

それとともに、三嶋社の職制に関わる、社家・役人の名称と活動内容について整理し、社家組織全体を考察した結果、それまでは定かでなかった近世の三嶋社の職制について、役務に応じて社家と役人とがあり、また社家には社家番頭と平社家の区別があったことを明らかにしている。なお社家番頭に関しては番頭を称す有力社家の大村氏について考察を加え、戦国時代中期以降、大村刑部大夫が、三嶋社の祭祀・経営・管理という社務全般にわたり神主を補佐していたこと、そして社家の中でも特に大きな影響力を持ち、近世には社家頭として社家・役人組織を統轄していたと述べている。

つぎの第六章では、幕藩体制下における三嶋社の実態について述べている。三

嶋社の神主以下社家は、全国の神社と神職を支配していた神祇道の宗家である吉田家とは全く関係を持たず、家光以来の先規として、役職と家の理論を元に、独自の身分秩序が形成されていたことを明らかにしている。

また、幕府の政策もあって、近世後期に吉田家からの圧迫が厳しくなる状況に至っても、三嶋社の社家組織は吉田家の支配下に入ろうとしなかったと述べ、唯一、在廳の伊達氏のみが、白川家と交流を持っていたと述べている。

第七章では、社僧の愛染院について論じている。近世前期には別当を称して神主との相論に及ぶほどであった愛染院が三嶋社で勢力増大をなし得た背景には近世以前の支配者であった後北条氏との関係があったことを指摘している。つまり愛染院は三嶋社内の護摩堂であり、後北条氏のために国家安全・所願成就の祈禱を執り行い、これに心えて後北条氏も同院の護摩料を定め、禁制を交付するなどの保護と管理をなした。なお、愛染院が三嶋社と密接な関わりを持つに至ったのは、供僧の大光院の出奔事件が契機となっており、それには後北条氏と武田

氏が対立した影響を受けてのことであつたと指摘している。このように、愛染院の躍進と後北条氏とは密接に関係しており、戦国期には為政者の意向が、社家・社人に留まらず、供僧組織にまで広く及んだことを明らかにしている。

さらに愛染院が戦国中期以降、箱根の金剛王院との交流を担っていたこと、また京都の東寺とのつながり、周辺寺院との関係などにも言及している。そして江戸時代には愛染院が多くの末寺を有していたことなどから、当院は三嶋社の宮寺であるとともに、伊豆の国内における真言宗の一大拠点であつたのではないかと推論している。

第八章では、祭礼の構成と奉仕者、神饌について考察している。これらから、従来、知ることができなかった近世における三嶋社の祭礼・神事の特徴、祭式・神饌の規範となる在り方が明らかにされた。

例えば、祭礼・行事と奉仕者との関係についていえば、神主・在廳の出勤状況、そして祭礼では元日の御祭禮・正月十七日の大祭禮・四月の大御祭禮の三祭が重

要であったことが指摘されている。また、十一月に四月の大御祭禮と同じ祭礼が行われていたとすれば、中世以来、四月・十一月の二季の祭礼に重きが置かれ、それは近世末期に至っても変わらずに継承されていたと考えられるとしている。

また、御膳・御料理と称す神饌に着目すると、各祭礼の神饌品目は、大祭には魚介類が中心であるのに対し、月次祭を始めとする他の祭礼は野菜が中心であり、これが近世の三嶋社祭礼における神饌の特徴の一つであると述べている。

さらに祭礼には必ず串柿が供えられていること、また神饌の基本となる米も祭礼によって調理法が異なること、それらにより串柿の有無、米の調進法が祭礼の規模や性質を知る上で重要であると指摘している。

なお、祭礼と社家・役人との関わりについて、上級社家の番頭人は、祭礼・神事に奉仕するのみならず、その賄料を負担するなど、祭礼の執行と運営に対して、大きな責任を負っていたと述べている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、伊豆三嶋神社（現・三嶋大社）の祭祀を管理・経営してきた神社内組織を歴史的に考察したものである。その内容は、大きく八章から構成されており、そのうち第一章が古代を対象としており、次いで第二章から第四章が中世、そして第五章から第八章が近世を中心としている。

ただ、「歴史的」とあるものの、論者は神社内組織を時代ごとに区切って研究するのではなく、古代から近世に至るまで、いわば通史的にながめることを目的としており、それが本論文の特徴の一つともなっている。

いうまでもなく、通史的研究には、幅広い知識と労苦をとまなうが、論者は、そのことを厭わず、あえてそれに立ち向かったところに、論者の神道史学に対する一つの見解が見られる。

従来の神道史学が、日本歴史に属する一分野であるとされてきたことに対し、

論者は、そこから独立した神道史学となるための研究方法を模索し、そのなかで宮地直一が「神祇史とは国史学の中、特別史に属する一分科」（『神祇史綱要』大正八年）と述べながらも、神道を古代から近世に至るまで通史的に述べて、統括しているところに共鳴し、そのような研究方法こそが、神道史が神道史であるために必要なものと理解し、ここに伊豆三嶋神社の社内組織の究明にあたって通史的に見るといふ研究方法を用いたとする。

このような論者の研究方法は「神道史学とは何か」という根本問題に、一石を投じたものとして注目されるが、ただ神道史学は、単に人間の歴史学に留まるものでなく、常に神の世界との関わりを持つものであるからして、信仰を重視することが最も重要となる。

これを畢竟するに、信仰と学問ということになるが、現実として、学問は一種の懐疑であるから、学問を深めれば深めるほど、信仰が薄らいでいくという矛盾に遭遇することになる。そこで重要なのは、学問（懐疑）は信仰を深めるための

ものであるべきだということ、つまり学問（懷疑）のための学問（懷疑）ではなく、連綿と続いてきた信仰をより堅固たるものとするための学問（懷疑）であるべきだと思う。そのためには、間違いなく、学問（懷疑）が最良の方法であり、神道史学をする目的も、そこに置かれるべきであろう。

そうであるならば、本論文は、その論題にも見られるように、いまだ人間中心の歴史学の範疇を脱却しているとは言い難い。論者が、今後も、この根本問題の再考を続けることを期待する。

その上で、改めて全般的な内容を見ると、まずは論者が大学院在学中に、これほど多くの三嶋大社に関する資料・史料を搜索、蒐集し、整理し、検討を加えたことは、大変な労力であったと思われる。しかも視野を広げて、三嶋大社をめぐる修験の問題から近代に至るまで、社家組織・祭礼関係、宮僧、そして三嶋大社独特のものと思われる在廳の役割にまで触れ、それを追求していることは高く評価される。

ところで、この種の先行論文としては原秀三郎に「三嶋大社の沿革と社家組織」(『地域と王権の古代史学』第三部第一所収、塙書房、二〇〇二年)をはじめとする一連の研究がある。原は伊豆(矢田部)氏による神主職の継承及び、近世初頭・近代初頭の社家組織の全容を明らかにしており、多くの論拠とする史料を明示した上で、その社家組織の継承や社家・社官組織の全容を論じておられる。これらは三嶋大社の社内組織に関する研究の始まりであり、論者は、それらに大きな感銘を受け、そのことが本論文を作成する動因となっている。

そのようななかで、論者自身が見出した新しい資料も加えてあり、そのことは有意義であるものの、ただ、それらの史料の考証に多少問題が見られないでもない。その一例を示すと、第五章「近世伊豆国三嶋社の社内組織とその活動」(第七節、大村刑部大夫について)に掲げる「史料四」(天正十六年三月二十八日「北条家朱印状写」〔矢田部文書〕)に見える「社人」と「社家」の問題である。論者は、「社人」も「社家」も身分概念としているが、そのように理解すると、

「社家」は「社人」よりも身分は高いから、「社人」の前に置かれるべきである。ところが、ここでは後に置かれている。身分の上下は厳しいものがあり、間違っ
てはいけない問題である。したがって、この史料の場合、「社人」は身分をあら
わすものの、「社家」は「公家」「寺家」などと同類の社会的一般概念であり、同
一神社組織内で「社人」と対をなす身分概念としての「社家」ではないと考える
べきである。そう理解しないと考証として成り立たない。これは重要なポイント
の一つである。

これに関連して、論者は、その後（一六〇頁）で、近世末期から明治初頭にか
けての三嶋社の社家組織を、神主 ― 五家（社家番頭へ社家頭）・在廳 ―
惣社家（平社家）・社人」と整理し、このような社家組織形成の淵源は、近世初
頭にまで遡って求めることができる。述べているが、これも一気に近世初頭へと
上らせるのは疑問があるところで、少し史料を丁寧に読み込む必要がある。

次に、さらに社家組織に関連しての問題であるが、論者が「神主と合わせて

『六人衆』と称され（一五二頁）と記すことに疑問が残る。「六人衆」は史料的には秋山富南編『豆州志稿』にしか見えない語である。富南は漢学者としては優れた人物だが、ここに用いている「六人衆」という語は批判的にみる必要がある。また、「神主と合わせて」と記すが、「神主」は「主」であるので「衆」ではない。それゆえ「六人衆」に入れるべきではない。それはともかく、ここに論者が「六人衆」に注目したことは、意味あることで、はなはだ重要である。

そこで注目しておきたいのは、第六章第二節「伊豆国三嶋社と吉田家との関係」に引用する内閣文庫所蔵『祠曹雜識』所収「宝永七年（一七二〇）」「三嶋明神ノ神寶祭器等ノ書付」の神主・社家に関する記事のなかの「社家之内、祭禮之節、狩衣著候者六人御座候、右之内在廳ト申者ハ、云々」（一八四頁）とある「六人」のことである。これは「右之内在廳」と記すように、「在廳」を入れての「六人」であり、これが「六人衆」であり、そのなかに「在廳」も入っていることは明らかである。

この史料は、在廳を考察する上で甚だ重要であり、ここに中世的な在廳の役割が払拭され、近世的体制になると、在廳が六人衆に中に入ったことを示しており、この問題を、もう少し強く論じてみる必要がある。

これに関連して、他に類例を見ない三嶋大社のなかにおける在廳の役割に論者が注目していることは重要である。そこで、在廳に関する主な役割を整理すると、①奉幣使、②射的、③奉幣使と在廳の家へ七回半迎えに行くという儀礼、これらの三つを掲げることができる。ちなみに、③について補説すれば、「在廳道」と称す道があり、この儀礼の行列は御練になって進化したとも伝わるのである。

それはともかく、上掲した在廳に関わる三点は、平安時代に三嶋大社が北遷した段階での位置や役割、さらには一宮・総社として三嶋大社を国府の近辺に勧請して、そして国府は、三嶋大社をどのように待遇したのかに関わる問題である。

なお、古代国家の中で三嶋大社の占める位置は大きく、尾張・三河・遠江・駿河・甲斐・伊豆・相模という七ヶ国では抜群であり、そのことを留意しておく必

要もある。

さらに補説すると、上掲の三点のなかでも、②射的は重要であり、これは国内の静謐のために武力を誇示する意味がある。それらを儀礼化したのが、上掲した在廳に関わる三点であり、これらをより深く論究すれば、本論文はさらに深められたものと思われる。

なお、今後に残された課題も少なくないが、その主なものを二、三掲げておくと、論者も反省を込めて述べているように、三嶋大社の社領の展開、祭神論などがあり、さらには室町時代に見られる「在廳職」のこと、また、前述した「六人衆」や「社家村」の解明には、論者が触れなかった指図や絵図の解明が重要な鍵になるので、今後の精査が期待される。

そして三嶋大社の神主の身分の問題、次に論者が、三嶋大社と吉田家や白川家との関係に注目して、神祇伯白川家を通じて朝廷とも結び付くが、吉田家の影響下に入ることはなかったと述べているのは、その通りだが、その理由をさらに深

く考察して見る必要がある。

なお、近世における社家組織については、文書主義だけでは見えてこない問題もあるので、民俗や絵図など、広い視野からの考察が期待される。

このように今後に残された問題は少なくないが、本論文中には、すでに学会誌に発表したものもあり、なかでも『神道宗教』第二二五号に発表した第三章の「中世伊豆国三嶋社の社家組織について―神主職継承に関する問題を中心に―」は、学界の高い評価を得ている。論者は、本論文の出版を期して鋭意補訂に努めている由、今後の大成が期待できる。

以上の審査結果をもってすれば、本論文の提出者吉永博彰は、博士（神道学）の学位を授与せられる資格があると認める。

平成二十五年二月十五日

主査 國學院大學大学院客員教授 三橋 健 印

副查 静岡大学名誉教授 原 秀三郎 ①
副查 國學院大學教授 岡田 莊司 ①